**平成２７年（フ）第１８号**
長野県塩尻市大門三番町12番３号
破産者　株式会社カネマタ
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２６年（フ）第１８４号**
岐阜県羽島市舟橋町宮北２丁目12番地
破産者　有限会社十和
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第２４９号**
岐阜市浪花町１丁目６番地１　（ダイアパレス岐阜浪花　901号室）
破産者　森　　茂高
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第１１４号**
岐阜市近島４丁目１番12号
破産者　有限会社崇建装
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第１３２号**
静岡県沼津市平町17番６号
破産者　有限会社ピラミッド商会
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第４８号**
愛知県一宮市緑２丁目13番17号
破産者　有限会社デンコ
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第１００号**
京都府宇治市宇治善法１番地の10
破産者　株式会社サンクトワ
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１１１号**
兵庫県尼崎市久々知西町１丁目９番１号
破産者　有限会社藤井酒店
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１８５号**
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目１番８号
破産者　株式会社アール・ディー・エスＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第３２４号**
神戸市兵庫区鍛冶屋町１丁目２番10号見谷ビル３Ｆ
破産者　有限会社吉田青果貿易
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１１８号**
広島県福山市東手城町２丁目６番30号
破産者　株式会社坪井
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２６年（フ）第３８０８号**
東京都渋谷区上原２丁目21番７号
破産者　株式会社テクノデータ
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２４０５号**
埼玉県戸田市笹目４丁目21番４号
破産者　有限会社ホットコーポレーション
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２４０６号**
東京都板橋区徳丸７丁目１－１－102
破産者　大川　　博
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２５６１号**
東京都新宿区山吹町311番地
破産者　株式会社金子製本
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２５６２号**
東京都新宿区早稲田鶴巻町566　岡芳第２ビル　４Ｆ
破産者　金子　春一
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２５６３号**
東京都板橋区大山東町３－１－205、開始決定時の住所東京都豊島区高田２丁目１－16
破産者　金子　貫二
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２９１５号**
埼玉県富士見市ふじみ野東３丁目４－16
破産者　高畑　健悟
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１５９号**
東京都品川区東五反田５丁目25番19号
破産者　ＧＬＫ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８４３号**
東京都港区南青山６－10－12－1201号室、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目20番８号
破産者　株式会社イエローキャブ
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２４５５号**
東京都北区志茂４丁目10－９　小川方
破産者　野中　徳雄
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２７９５号**
東京都青梅市今井１丁目126－11
破産者　横田　建治
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部